

# 上海市特許一般助成申請ガイドライン（試行）

独立行政法人 日本貿易振興機構(ジェトロ)  
上海事務所 知識産権部編

※本資料は仮訳の部分を含みます。ジェトロでは情報・データ・解釈などをできる限り正確に記載するよう努力しておりますが、本資料で提供した情報などの正確性についてジェトロが保証するものではないことを予めご了承下さい。

## 上海市特許一般助成申請ガイドライン（試行）

「上海市特許助成弁法（2012年改正）」（以下「弁法」という）を徹底して執行し、上海市の特許一般助成申請業務を確実にを行うため、本ガイドラインを制定する。

### 一 助成申請者の条件

一般助成申請者は次に掲げる条件を満たさなければならない。

（一）本市において登録又は登記した企業、事業単位、機関及び社会団体、並びに本市戸籍又は居住証明を有する個人であること。

（二）下記の事由の一つに合致すること。

1. 国内の発明特許出願者又は特許権者。
2. 国内の実用新案又は意匠の特許権者。
3. 香港登録の基準特許、マカオ権利付与の発明特許又は台湾権利付与の発明特許（以下「香港・マカオ・台湾地区特許」という）の特許権者。
4. 中国と締結した合意又は共同参加した国際条約に依拠し、国外に対し申請し、権利付与を獲得した発明特許又は意匠特許（以下「国外特許」という）の特許権者。

前記の助成申請者が特許を出願する場合、申請者の住所は本市の管轄区域に属していなければならない。1件の特許に複数の特許権者又は特許出願者が存在する場合、特許出願時の第一申請者の住所は本市管轄区域に属すること。

（三）助成申請者は提出する費用伝票上の費用納付者と一致していなければならない。

### 二 助成の項目及び費用

（一）国内発明特許助成の項目及び金額は下記の通り。

1. 出願費（出願費、出願付加費、公開印刷費及び優先権主張費を含む）は、特許出願受理後の実際の納付金額の80%を助成する。
2. 実体審査費、権利付与費（特許登録費、公告印刷費及び権利付与当年の年金を含む）は、権利付与後の実際の納付金額を助成する。

3.権利付与後2年目、3年目の年金は、実際の納付金額の80%を助成する。

4.特許代理費は、2012年7月1日以降に申請する場合、権利付与後において各件につき人民元2000元を超えない助成を行う。

国家知識産権局の認可を得て、特許関係費用の納付を減額、延期している国内の発明特許は、前記の規定に従い執行する。

(二) 国内の実用新案の出願費（出願費、出願付加費、公開印刷費及び優先権主張費を含む）及び権利付与費（特許登録費、公告印刷費及び権利付与当年の年金を含む）は権利付与後、実際の納付金額の50%を助成する。

(三) 国内の意匠の出願費（出願費、出願付加費、公開印刷費及び優先権主張費を含む）及び権利付与費（特許登録費、公告印刷費及び権利付与当年の年金を含む）は権利付与後、実際の納付金額の60%を助成する。

国家知識産権局の認可を得て、特許関係費用の納付を減額、延期している国内の発明、実用新案又は意匠特許は、前項の規定に従い執行する。

(四) 香港・マカオ・台湾地区特許の助成は、各特許当たりの出資援助額が人民元5000元を超えないものとする。

助成項目は助成申請者が特許審査関係機関に納付した政府規定の費用及び国内代理機関に支払ったサービス費用とする。

(五) 国外特許助成の項目、金額及び制限は下記の通り。

1.各発明特許当たりの助成は5ヶ国を超えず、各国当たりの助成金額は人民元3万元を超えないものとする。

「各発明特許」とは複数の国で発明特許の権利付与を獲得した同一の発明創造をいう。「5ヶ国を超えず」とは、それぞれ実体審査進行中の最大5ヶ国につき助成することをいい、1つの国際特許組織又は国が実体審査を行い、かつそれが関係国において共に有効である場合、1つの国による権利付与とみなす。

2.各意匠特許当たりの助成は3ヶ国を超えず、各国当たりの助成金額は人民元3万元を超えないものとする。

3.助成項目は助成申請者が特許審査関係機関に納付した政府規定の費用及び国内代理機関に支払ったサービス費用とする。

4.同一の助成申請者が毎年度に獲得する国外特許助成の総額は人民元100万元を超えないものとする。

### 三 助成申請の期限

(一) 国内特許の助成申請期限は6ヶ月とする。

- 1.国内発明特許の出願費の助成は出願費納付の日から起算する。
- 2.国内発明特許の実体審査費、権利付与費及び代理費の助成は、権利付与費の納付日から起算する。
- 3.国内発明特許の権利付与後の2年目(3年目)の年金助成は、第2(第3)特許年度の起算日(特許申請日の当該年の相当日)から起算する。
- 4.国内実用新案及び意匠特許の出願費と権利付与費の助成は、権利付与費の納付日から起算する。

(二) 香港・マカオ・台湾地区特許及び国外特許助成の申請期限は1年とし、特許証書発行日から起算する。

### 四 助成申請の提出資料

(一) 国内発明特許出願費助成の提出資料

- 1.「上海市国内特許助成申請表」(附属文書1参照)
- 2.「費用納付通知書」の写し
- 3.国家知識産権局発行の関連領収書の写し。
- 4.事業所による申請の場合、企業営業許可証、事業法人登記証又は社団法人登記証の写しを提出し、個人による申請の場合、身分証又は居住証の原本及び写しを提出しなければならない。

(二) 国内発明特許実体審査費、権利付与費及び代理費の助成の提出資料

- 1.「上海市国内特許助成申請表」(附属文書1を参照)。
- 2.「登記手続実行通知書」の写し
- 3.国家知識産権局発行の関連領収書の写し
- 4.国内代理機関作成の代理費用インボイス(特許申請番号を明記)の写し(代理機関は「登録手続実行通知書」に明記されているものと一致すること)。
- 5.事業所による申請の場合、企業営業許可証、事業法人登記証又は社団法人登記証の写しを提出し、個人による申請の場合、身分証又は居住証の原本及び写しを提出しなければならない。

(三) 国内発明特許権利付与後2、3年目の年金助成の提出資料

- 1.「上海市国内特許助成申請表」(附属文書1参照)
- 2.国家知識産権局発行の関連領収書の写し

3.事業所による申請の場合、企業営業許可証、事業法人登記証又は社団法人登記証の写しを提出し、個人による申請の場合、身分証又は居住証の原本及び写しを提出しなければならない。

(四) 国内の実用新案及び意匠特許助成の提出資料

- 1.「上海市国内特許助成申請表」(附属文書 1 参照)
- 2.「費用納付通知書」及び「登録手続実行通知書」の写し
- 3.国家知識産権局発行の関連領収書の写し
- 4.事業所による申請の場合、企業営業許可証、事業法人登記証又は社団法人登記証の写しを提出し、個人による申請の場合、身分証又は居住証の原本及び写しを提出しなければならない。

(五) 香港・マカオ・台湾地区特許助成の提出材料

- 1.「上海市国(境)外特許助成申請表」(附属文書 2 参照)
- 2.香港・マカオ・台湾地区特許審査機関又は国内代理機関発行の関連費用領収書又はインボイスの写し及び費用明細書。
- 3.香港・マカオ地区の特許証書の原本及び写し、台湾地区の民間公証機関発行の台湾発明特許公証証明の原本及び写し。
- 4.事業所による申請の場合、企業営業許可証、事業法人登記証又は社団法人登記証の写しを提出し、個人による申請の場合、身分証又は居住証の原本及び写しを提出しなければならない。

(六) 国外特許助成の提出資料

- 1.「上海市国(境)外特許助成申請表」(附属文書 2 参照)
- 2.国内で完成した発明又は実用新案は、国家知識産権局に對外特許申請秘密保持審査を通過した旨の関連証明の写しを提出しなければならない。
- 3.国外特許審査機関又は国内代理機関作成の関連費用領収書又はインボイスの写し及び費用明細書。
- 4.国外の発明又は意匠の特許証書の原本及び写し。
- 5.事業所による申請の場合、企業営業許可証、事業法人登記証又は社団法人登記証の写しを提出し、個人による申請の場合、身分証又は居住証の原本及び写しを提出する。

秘密保持審査の関連証明とは、国家知識産権局を受理局とする PCT 申請をい、PCT 申請の国際公開文書の扉頁を提出する。その他の申請は、国家知識産権局に「外国特許出願秘密保持審査意見通知書」又は「外国特許出願秘密保持審査決定」を提出する。

(七) 特許出願者又は特許権者の変更

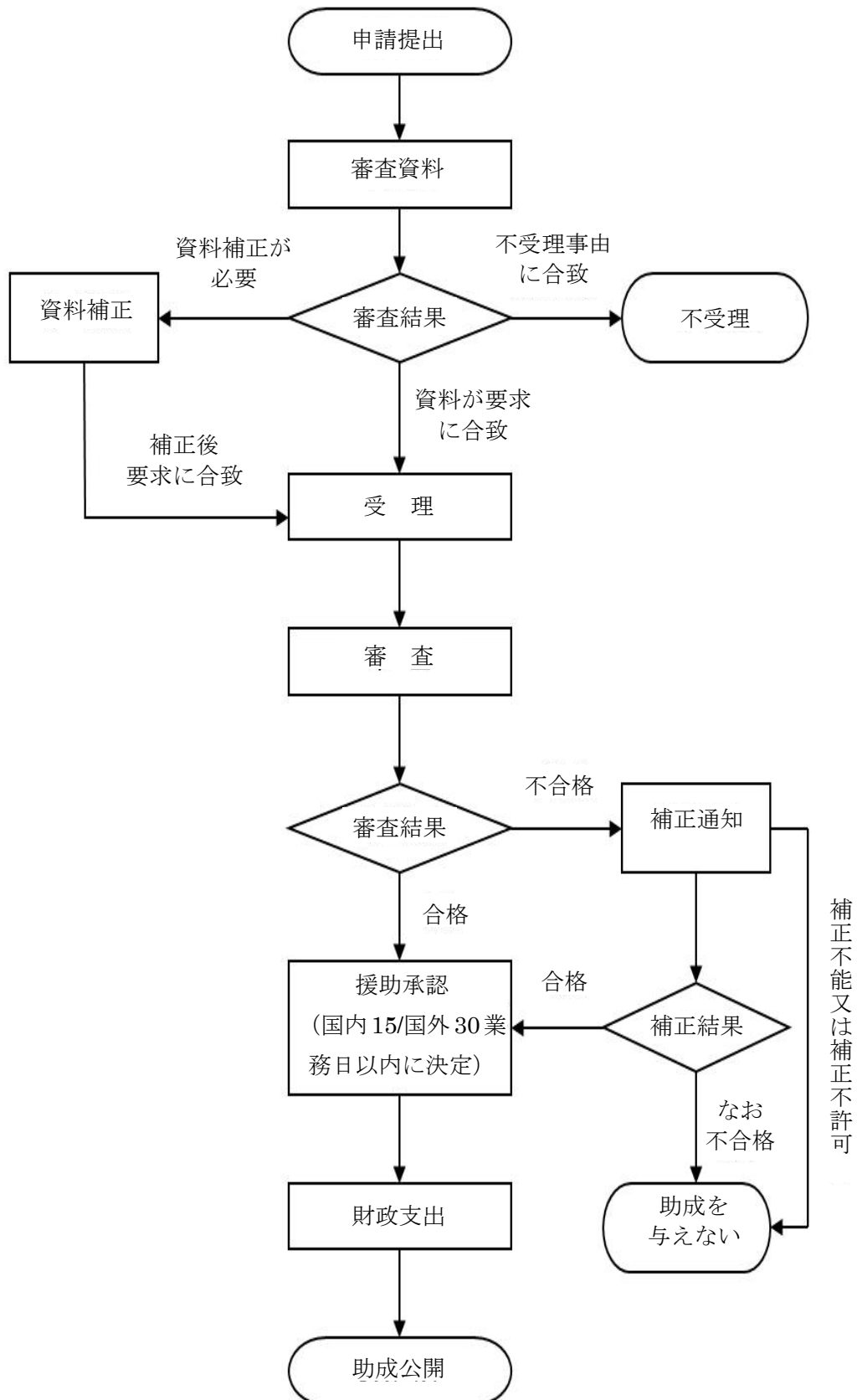
特許出願者又は特許権者に変更が発生した場合、「弁法」規定の各助成につき、特許出願受理時、権利付与時又は権利付与後 2 (3) 年目から起算して登記した相応の特許出願者又は特許権者が手続を行う。同時に「記載事項変更手続合格通知書」を提出する。

助成受理後の手続期間において、市知識産権局は権利者が発生させた変更要求による助成申請者変更請求をもはや受理しない。

(八) 資料及び費用の説明

1. 「弁法」と本ガイドラインが規定する提出資料の写しは事業所の公印を押印し又は個人が署名しなければならない。
2. 資料が外国語である場合、要求に基づき中国語の訳文を提出する。
3. 費用を外貨で支払う場合、当該費用送金日の国家規定の為替率により人民元に換算した後決済する。
4. 各種資料の写しの用紙は片面のみを使用し、うち、財務関連証拠の写しの用紙及びフォントは原本の大きさを保持し、その他の資料の写しは A4 紙を使用する。
5. 助成申請者の提出する資料は申請明細書の特許番号の分類に従い配列、整理し、未整理の申請資料は、市知識産権局は不受理とすることができる。

## 五 助成プロセス



## 六 その他事項

### (一) 信義誠実の構築

助成申請者は信義誠実を守らなければならない、助成申請時に承諾声明に署名しなければならない。

特許出願委託を受けた特許代理組織及び特許代理人は、信義誠実を守り、「特許代理条例」等の法律法規及び特許業界の規範を厳守しなければならない。

市の知識産権局は特許助成作業を科学技術信義誠実体系建設に組み入れる。

### (二) 情報管理

助成の統計分析業務の強化、科学技術意思決定水準のより一層の向上のため、助成申請者は関連情報の提供に協力しなければならない。

市知識産権局は財政公開要求及び信義誠実システム構築の必要に応じ、法律法規の規定により、助成の関係情報を公開する。

### (三) 受理場所：上海市知識産権局（巨鹿路 915 号 1 階ホール）

受理時間：月曜日～木曜日午前：9：00-11：30

午後：12：00-16：00

連絡用電話：61113736、61113761、61103782

附属文書：1.上海市国内特許助成申請表

2.上海市国（境）外特許助成申請表